

～市政を支える大切な財源～

市・県民税の仕組み

市では、皆さんの生活に直接結び付いた幅広い仕事を行っています。市税は、これらの経費を賄う上で最も大きな割合を占める大切な財源です。そこで、市税に対する理解を深めていただくため、個人の市・県民税(住民税)の仕組みなどについてお知らせします。

市・県民税の仕組み

均等割と所得割

個人の市・県民税は、均等割と所得割で構成されており、1月1日(賦課期日)現在市内に住所のある方は、所得や所得控除の状況に応じて、均等割と所得割が課税されます。

また、賦課期日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方で、事務所などのある区内に住所のない方には、事務所などのある区で均等割が課税されます。

- 均等割** 一定以上の所得の方が均等に(年間で市民税3,500円、県民税1,500円)納めるものです。
- 所得割** 一定以上の所得の方が、所得額に応じて納めるものです。

均等割・所得割とも課税されない方

賦課期日現在で、次のいずれかに該当する方には、市・県民税は課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 10万円 + 21万円*$$

所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の計算式で求めた金額以下の方は、均等割のみ課税されます。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 10万円 + 32万円*$$

*計算式中の21万円と32万円は、同一生計配偶者、控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族がいる場合に加算します。

納税通知書の発送

今年度の市民税・県民税納税通知書を、6月10日(金)に発送します。災害や生活困窮などの事情により、市・県民税の納税が困難な場合は、納期限の延長や減免を受けられる場合があります。

詳しくは、市税事務所市民税課個人市民税班へお問い合わせください。

納税方法

給与や公的年金収入がある方

- サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与からの天引き(特別徴収)で納めます(均等割のみの方は1回払い)。

給与所得者は原則、給与から天引きされます。県内の全市町村で、天引きを徹底しています。



- 公的年金の受給者で、一定条件を満たす方は、6回に分けて公的年金からの天引きで納めます。

公的年金受給者のうち、納税義務のある方は、原則として公的年金から天引きされます。



自営業の方など

市税事務所から送付される市・県民税納付書や口座振替で、年4回に分けて納めます(均等割のみの方は1回払い)。

所得証明書の交付開始日

今年度分の所得証明書は、6月10日(金)から市税事務所市民税課、区役所市民総合窓口課、市税出張所、市民センターおよびコンビニエンスストアで発行します(給与からの天引きのみの方については、コンビニエンスストアを除いて5月10日から発行しています)。詳しくは、市税事務所市民税課管理班へお問い合わせください。

よくある質問に担当者がお答えします



2022年1月21日にA市から千葉市へ引っ越しました。2022年度の市・県民税はどちらの市へ納めるのでしょうか。

2022年1月1日現在の住所がA市であるため、A市に納めることになります。



2021年度中に退職し、退職時に一括して市・県民税を納めました。ところが、2022年度も納税通知書が送られてくるそうです。どうしてでしょうか。

退職時に一括して支払った市・県民税は、本来、毎月の給与から天引きされるはずだった2021年度分の残額です。

2021年1月から退職時までの給与所得などに対する市・県民税は翌年に課税されますので、2022年度分の納税通知書が送られます。



3月16日以降に簡易な方法により所得税または市・県民税の申告の延長申請をした場合

今年度は、新型コロナウイルスの影響などにより申告期限までの申告が困難となった方については、4月15日までに新型コロナウイルスの影響などによる期限延長申請の旨を申告書の余白などに記載をすることで、期限内に申告したものと取り扱う措置を行いました。3月16日以降に提出された所得税の申告内容は、当初送付する納税通知書に反映できていない場合があります。該当する方には、税額変更を行った上で、変更通知書をお送りします(税額変更に伴い、国民健康保険料などが変更となる場合があります)。

市税の使いみちポータルサイト

市では、税収に応じた予算で、社会保障や教育、都市基盤整備などの行政サービスを行い、皆さんに還元しています。

皆さんがどれだけの税金、公共料金などを負担し、どれだけの公的サービスを受けているのか、一目でわかります。ぜひ、ご覧ください。 [千葉市 市税の使いみち](#)



☎市税事務所市民税課(市・県民税の課税内容=個人市民税班 所得証明書=管理班)

東部(中央・若葉・緑区) 個人市民税班 ☎233-8140 管理班 ☎233-8137 FAX233-8354

西部(花見川・稲毛・美浜区) 個人市民税班 ☎270-3140 管理班 ☎270-3137 FAX270-3227